

1. 件名：「電源開発株式会社大間原子力発電所の地震等に係る新規制基準適合性審査に関する現地確認について」

2. 日時：令和4年11月7日（月）8時50分～14時00分

3. 場所：電源開発株式会社 大間原子力建設所（青森県下北郡大間町）

4. 調査者

原子力規制庁

大島原子力規制部長

地震・津波審査部門

岩田安全管理調査官、世良田管理官補佐、佐藤主任安全審査官、

馬場係員

5. 対応者

電源開発株式会社 杉山取締役副社長執行役員、首藤執行役員、他20名

一般財団法人 電力中央研究所 2名

6. 要旨

(1) 新規制基準適合性審査の一環として、原子力規制庁は、電源開発株式会社において、大間原子力発電所の敷地の地質・地質構造の審査において論点となっているシームS-11の活動性評価に係る露頭、トレンチ、ボーリング調査のコア試料等により、以下の内容について確認した。

- ① シームS-11が確認される易国間層、大間層の代表的な岩種、岩相
- ② シームS-11が確認される層準の細粒凝灰岩等の状況
- ③ シームS-11による第四紀層への変状が認められる箇所（Ts-6法面、Ts-7トレンチ）及び認められない箇所（Tf-5(a)トレンチ）の岩盤性状
- ④ 原子炉建屋付近のシームS-11及びその付近の岩盤性状

- ⑤ cf-3断層とシームS-11との関係性(Tf-5(a)トレンチ)
- (2) 現地確認の結果、電源開発株式会社に対して、提示された試料等は、これまでの審査会合において提示された調査結果に加え、新たな調査結果といった審査会合において説明されていなかったデータもあった。現地にて実際の現場を確認しながら説明を受けたことは有益である旨発言した。今後、資料作成にあたってはデータの整理を行い、論理構成をしっかりと構築するとともに根拠を明確にしたうえでシームS-11の活動性評価の方針について説明するよう伝達した。その際、第1043回審査会合(2022年4月22日)でも指摘しているとおり、シームS-11は後期更新世以降に活動している箇所が認められるため、基準への適合性についてシームS-11一体として説明する必要があるが、事実の整理のために変状を生じている領域と変状を生じていない領域を同定し、その整理結果を示すよう求めた。
- (3) また、今後、審査を進めるにあたっては、審査プロセスの改善の観点から、審査会合等の資料作成における説明性の向上のために一層取り組むこと、審査課題について社内での共通認識を図るために若手社員を審査に参画させること等の柔軟な対応を行うこと等について対応するよう伝達した。
- (4) これらに対して、電源開発株式会社から了解した旨の回答があった。

7. 提出資料

- ・ 大間原子力発電所 新規制基準適合性審査に関わる現地確認資料(シームS-11の分布・性状等)
- ・ 大間原子力発電所 新規制基準適合性審査に関わるボーリングコア観察資料(シームS-11の性状等)